(3)　事業計画の合理性

本件事業は、宮崎県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において検討が行われており、清武南インターチェンジから北郷インターチェンジ（仮称）までの区間においては、海側案、山側案及びその中間案の3案による検討が行われている。海側案と他の2案とを比較すると、海側案は、移転対象物件数は中位であるものの、取得必要面積が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案である海側案が最も合理的であると認められる。また、北郷インターチェンジ（仮称）から日南インターチェンジ（仮称）までの区間においては、海側案、山側案及びその中間案の3案による検討が行われている。中間案と他の2案とを比較すると、中間案は、取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案である中間案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、宮崎県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、一般国道220号は線形不良区間が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、大分県知事を会長とする東九州自動車道建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県宮崎市役所本庁及び日南市役所本庁

○国土交通省告示第三十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十六年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　補・第1―㈠号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　栗島　明康

四　変更年月日　平成二十五年十二月十日

○国土交通省告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十二の項業務区域欄中「福島県」を「岩手県、宮城県、福島県」に改め、「三重県」の下に「、滋賀県」を加え、「奈良県」の下に「及び和歌山県」を加え、同表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ＢＶエクスプレス神戸」を「神戸三ノ宮事務所」に改め、「ＢＶエクスプレス堺」を「大阪堺事務所」に改め、同表の十九の項業務区域欄中「茨城県」を「福島県、茨城県、栃木県」に改め、「神奈川県」の下に「、山梨県、長野県」を加え、同項指定をした日欄中「平成二十年十二月二十六日」を「平成二十六年一月五日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十一年一月五日」を「指定をした日」に改める。

○防衛省告示第十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年一月十七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐及び㋓の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二八度一五分一五秒　東経二四六度二九分四七秒

㋑　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

㋒　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

㋓　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

自衛艦八隻

実施艦等

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　長島　純

（同）同　山﨑　和之

国家安全保障局に併任する（各通）

（防衛省大臣官房審議官）防衛書記官　武藤　義哉

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　白井　利明

国家安全保障局に併任する

（外務省大臣官房）外務事務官　鯨　博行

（同）同　船越　健裕

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に併任する（各通）

（防衛省大臣官房付）防衛部員　赤瀬　正洋

（同）同　伊藤　茂樹

（同）同　増田　和夫

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）を命ずる（各通）（以上1月7日）

（警察庁警備局付）警視監　北村　博文

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に転任させる

内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター副センター長を命ずる

（内閣府大臣官房審議官（大臣官房、経済財政運営担当）（併）経済社会総合研究所経済研修所）内閣府事務官　井野　靖久

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　北村　博文

内閣官房特定秘密保護法施行準備室長代理を命ずる